

町田市学校教材費等のご案内

町田市の学校教材費等

学校教材費等とは、教育活動に係る費用のうち保護者の方にご負担いただく費用で、漢字ドリル等の冊子型教材費、校外学習の交通費などがあります。

町田市では、学校教材等の費用を市が管理しています。

学校教材等の利用については、利用申込手続きが必要となります。

学校教材費等に関する手続き・お支払いの流れ

保護者の皆様が行う手続き

町田市が保護者の皆様に送付する通知

入学時

教材等の利用の申込

全員

学校教材等の利用について、**全員申込**してください。

【**手続き方法**】オンラインまたは学校へ紙を提出

口座振替の申込

全員

口座振替の申込について、**全員申込**してください。

【**手続き方法**】オンラインまたは金融機関へ紙を提出

学校教材費等購入予定のお知らせ

町田市から、各期の初めに、購入を予定している学校教材費等の金額を記載した通知を送付します。

学校教材費等納入通知書

町田市から、各期の口座振替前に、学校教材費等の請求金額を記載した通知を送付します。

記載の引落日の前日までに、入金を忘れずお願いします。

口座振替

入学後
(中学卒業までの各年度)

学校教材費等について

学校教材費等（※）は、各学校で各期に使用した学校教材等の実績に基づき決定しています。決定した学校教材費等は期ごとにお支払いいただきます。

（※）標準服・修学旅行費などの保護者の方が事業者へ直接代金を支払うものや、PTA会費等は対象外です。これらの購入・お支払い等については、別途学校からご案内します。

「学校教材等利用申込届出書」の「申請者（保護者）」欄でご指定いただいた方にお支払いいただきます。お支払いいただく金額は、学校・学年・学期によって異なります。

1 学校教材費等の金額

各学校が作成する計画に基づき決定します。年間の学校教材費等の目安などについては、「まちだ子育てサイト」に掲載していますので、ご確認ください。

（検索方法）目的からさがす>小・中学校情報>学校教材費等>学校教材費等の公会計化事業

2 支払方法

「口座振替」でお支払いいただきます。

なお、口座振替にかかる手数料は町田市が負担します。

やむを得ず口座振替ができない場合は、「納付書」でのお支払いとなります。

3 納期限

以下の予定で口座振替を実施しますので、納期限の前日までに口座への入金を忘れずお願いします。この日に残高不足等により口座振替が実施できない場合は「督促状」が送付されます。一括でのお支払いが困難な場合は、教育総務課へご相談ください。

《2024年度の例》

期別	1期	2期	3期
納期限	9月末日	1月末日	3月末日
	購入予定又はご請求の内訳		
3学期制の学校	4～8月分の教材費等	9～11月分の教材費等	12～3月分の教材費等
教材等購入予定のお知らせ	6月	9月	1月
ご請求（納入通知書）	9月	1月	3月
2学期制の学校	4～8月分の教材費等	ご請求はありません	9～3月分の教材費等
教材等購入予定のお知らせ	6月	—	9月
ご請求（納入通知書）	9月	—	3月

●口座振替日が土・日・祝日にあたる場合は、翌営業日に実施します。

●口座振替は各納期限に1回のみ行います。

町田市からお送りする通知

1 学校教材等購入予定のお知らせ

各期の初めに各学校が作成する計画に基づき、学校教材等の種類及び費用の予定を記載した「教材等購入予定のお知らせ」をお送りします。

2 学校教材費等納入通知書

各期の学校教材費等を「いつ」「いくら」お支払いいただくか記載した通知を送ります。

学校教材費等納入通知書

町田 花子様への2024年度1期学校教材費等の納入額が決定しましたので、下記のとおり通知いたします。

記

期別	3学期制			2学期制		
	1期	2期	3期	1期	—	3期
対象月	4～8月	9～11月	12～3月	4～8月	—	9～3月

「納入すべき金額」は今回お支払いいただく金額です。内訳は別表に記載しています。

「口座振替」または「納付書」でお支払いいただけます。※

※やむを得ず口座振替ができない場合は、「納付書」でのお支払いとなります。

「納期限」は、今回お支払いいただく期限です。

期別

納入すべき金額

納入方法

納期限・引落日

納入の請求の事由

歳入科目

6,166 円

・内訳は、裏面をご確認ください。

納付書

2024年9月30日

・学校教材費等は納期限までに納付してください。

・納入方法が口座振替の方は、納期限の日にご指定の口座から引き落としとなります。引落日前日までに口座へのご入金をお願いいたします。

町田市立学校の学校教材費等徴収規則第5条

一般会計 款20 項06 目02 節01

就学援助費・就学奨励費が充当される金額です。この欄に金額が入っている場合、その金額はお支払いの必要がありません。

「学校教材費等の内訳」

単位：円

年度	期別	教科	品名詳細	A 購入金額	B 就学援助費 就学奨励費 充当額 (予定)
2024	1	国語	漢字の力だめし	90	0
2024	1	社会	社会資料集	450	0
2024	1	数学	数学ワークテスト	530	0
2024	1	理科	実験キット	280	0
2024	1	体育	柔道着レンタル	300	300
小計				6,466	300
合計 (納入すべき金額=A-B)					6,166

通知書の内容は、変更になる場合があります。

今回お支払いいただく合計額です。

このしおりは、学校教材費等について入学前にご案内したい情報のみを抜粋して載せています。その他の情報は、以下の項目ごとにホームページに記載しています。

【ホームページ】

まちだ子育てサイト

<https://kosodate-machida.tokyo.jp/index.html>

(検索方法) 目的からさがす>小・中学校情報>学校教材費等



学校教材費等の各種手続

以下の変更がある場合は、手続が必要です。詳細はホームページをご確認ください。

(検索方法) 目的からさがす>小・中学校情報>学校教材費等>学校教材等に関する必要な手続

- 申込内容を変更する
 - (1) 申込内容を変更する
 - (2) 転校する
 - (3) 引越しをする (学校は変更しない)
 - (4) 児童生徒情報を変更する
 - (5) 申請者 (保護者) 情報を変更する
- 口座振替に利用していた口座または口座名義を変更する

生活保護費・就学援助費・就学奨励費 (I・II段階) の支給を受ける場合

就学援助費・就学奨励費の支給を受けている方も、学校教材費等については原則、保護者の方への請求となります。

ただし、一部の費用については学務課 (就学援助費・就学奨励費担当部署) から教育総務課 (学校教材費等公会計担当部署) に直接支給 (充当) される場合があります。

その際、就学援助費・就学奨励費による直接支給 (充当) 額が、請求額に満たない場合は、保護者の方へ請求が生じます。

また、対象者 (就学援助費・就学奨励費認定者) の確認は担当部署間で行います。認定が外れた場合は、自動的に請求先が保護者の方へ切り替わります。

詳細は「まちだ子育てサイト」をご確認ください。

(検索方法) >目的からさがす>小・中学校情報>学校教材費等>学校教材費等の公会計化事業

問合せ先

町田市 教育総務課 (教材費等公会計担当) 市役所10階1001窓口

住所: 〒194-8520 町田市森野2-2-22

電話: 042-724-2173 FAX: 050-3161-7906